

令和7年10月1日

お客さま 各位

「貸金庫規定（契約者交付用）」の一部改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

この度「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、貸金庫の管理態勢の強化等として、①貸金庫の管理態勢の整備、②マネー・ローンダリング等のリスクへの対応、③事案公表の原則化等が定められました。

つきましては、「貸金庫規定（契約者交付用）」を令和7年11月4日付で一部改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、本改定は、改定前からご利用いただいているお客さまに対しても適用されます。

詳細は、下記の主な改定内容及び、新旧対照表のとおりです。ご確認いただき、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

主な規程内容

第1条（格納品の範囲）

貸金庫に格納できないものを明確化しました。

第2条（利用目的の確認）

お客さまに貸金庫利用目的を確認させていただきます。

第15条（解約等）

貸金庫契約の解除条項を追加しました。

「貸金庫規定(契約者交付用)」新旧対照表

新	旧
(格納品の範囲) 第1条貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 1 から 2 (略) 3 <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>(1) 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>(2) 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>(利用目的の確認)</u> <u>第2条 金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>2 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影</u>	(格納品の範囲) 第1条貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 1 から 2 (略) 3 危険物と認められるもの、変質・破損等のおそれがあるものは、格納することはできません。 (追加)

新	旧
<u>や利用時の職員立ち合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> 第3条から第14条 (略) (解約等) 第15条この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。 2 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 (1) 借主が使用料を支払わないとき (2) 借主について相続の開始があったとき	(解約等) 第14条この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。 2 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 (1) 借主が使用料を支払わないとき (2) 借主について相続の開始があったとき

新	旧
(3)借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき (4)店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき (5)カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき (6)借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>(7)借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>(8)本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>(9)法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>(10)マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u>	(3)借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき (4)店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき (5)カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき (6)借主または代理人がこの規定に違反したとき (追加)

新	旧
3 (略) 4 明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条にもとづく使用料の未経過分を遅延損害金に充当し、なお不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫は、この不足額を明渡しの日第5条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。 5 から 6 (略) 第16条から第21条 (略)	4 明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当し、なお不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫は、この不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。